

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2021年2月26日
【発行者の名称】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 早川 周作
【本店の所在の場所】	沖縄県中頭郡中城村字南上原1112番地1
【電話番号】	(098) 851-8701 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 平田 史隆
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下山 均
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2021年3月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 https://www.ryukyuasteeda.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期	第2期	第3期（中間）
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年6月
売上高	(千円)	71,501	261,219	154,221
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△30,699	4,691	△39,461
当期純利益又は当期（中間）純損失（△）	(千円)	△33,375	6,529	△42,023
純資産額	(千円)	4,124	50,837	31,530
総資産額	(千円)	87,514	124,297	229,071
1株当たり純資産額	(円)	3.36	37.56	22.34
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）	(円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり （中間）当期純損失（△）	(円)	△34.34	5.06	△30.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	4.7	40.8	13.6
自己資本利益率	(%)	-	23.8	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	6,704	△25,413	△48,915
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△2,056	△27,485	△40,412
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	40,026	40,527	157,649
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	44,674	32,302	100,623
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	2 〔15〕	6 〔76〕	16 〔84〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は2018年2月23日設立であり、第1期は2018年2月23日から2018年12月31日までの10ヶ月と6日となっております。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第1期及び第3期（中間）は1株当たり当期（中間）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、第2期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

7. 第1期及び第3期（中間）の自己資本利益率については、当期（中間）純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
10. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第2期及び第3期（中間）の財務諸表について監査法人ハイビスカスの監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
11. 2018年3月1日に普通株式1株につき100株の割合で、また2019年4月25日に普通株式1株につき3株の割合で、及び2019年11月22日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期（中間）純損失を算定しております。

2 【沿革】

当社は2018年2月23日に設立をし、以来「プロスポーツビジネスの新しい循環型モデルの創出」のために、「卓球を中心としたプロスポーツ×沖縄」にもう一つ掛け合わせた、「プロスポーツ×沖縄×飲食」などの事業での事業展開を行っております。

当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年 月	概要
2018年2月	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社〔資本金100万円〕を設立
2018年3月	琉球アスティーダ（卓球チーム）を発足し、スポーツ関連事業を開始 沖縄県那覇市に「バルコラボ TAKKYUバル奥武山公園店」をオープンし、飲食事業を開始
2018年10月	Tリーグ（※）開幕
2019年5月	琉球アスティーダ卓球スクール事業を開始
2019年7月	琉球アスティーダ卓球通販サイトをオープン
2019年7月	沖縄県中頭郡にスポーツ観戦レストラン「コラボキッチン イオンモール沖縄ライカム店」をオープン
2019年9月	事業を譲り受け、沖縄県中頭郡に「いちゃりばコラボ北谷店」、沖縄県宜野湾市に「バルコラボ肉バル沖国大前店」の2店舗を営業開始
2019年11月	琉球アスティーダ第1回美ら島チャレンジ卓球大会を開催
2020年1月	事業を譲り受け、沖縄県那覇市に「バルコラボ那覇新都心店」、「MEAT&PIZZAバルコラボ那覇天久店」、「バルコラボ肉バル那覇松山店」、「バルコラボ琉球肉バル那覇国際通り店」の4店舗を営業開始
2020年1月	株式投資型クラウドファンディングにて2,250万円を募集
2020年7月	飲食事業のフランチャイズ展開を開始 沖縄県那覇市にフランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル 美栄橋駅前店」を営業開始
2020年10月	沖縄県中頭郡にフランチャイズ店舗「しゃぶしゃぶダイニング こらぼ 北谷国体道路店」を営業開始
2020年11月	沖縄県那覇市に「バルコラボ 県庁前店」を営業開始
2020年12月	沖縄県浦添市にフランチャイズ店舗「バルコラボ 肉バル 浦添市役所前店」、 沖縄県国頭郡にフランチャイズ店舗「バルコラボ オーシャンテラス 真栄田岬

店」を営業開始

※「Tリーグ」とは、日本の卓球を世界に向けより強いものに、また身近なものにするために2017年に一般社団法人Tリーグが発足し、2018年10月から1stシーズンが開幕した日本の新しいプロ卓球リーグであります。

2016年12月に日本卓球協会による将来のプロ化を視野に入れた2018年発足の新リーグ構想ができ、2017年4月に運営法人となる「一般社団法人Tリーグ」が設立されました。現理事長には日本卓球協会専務理事の星野一朗氏が就任しております。

Tリーグには男女それぞれ4チームずつ所属しています。（男子所属チームは下記、表を参考）

男子

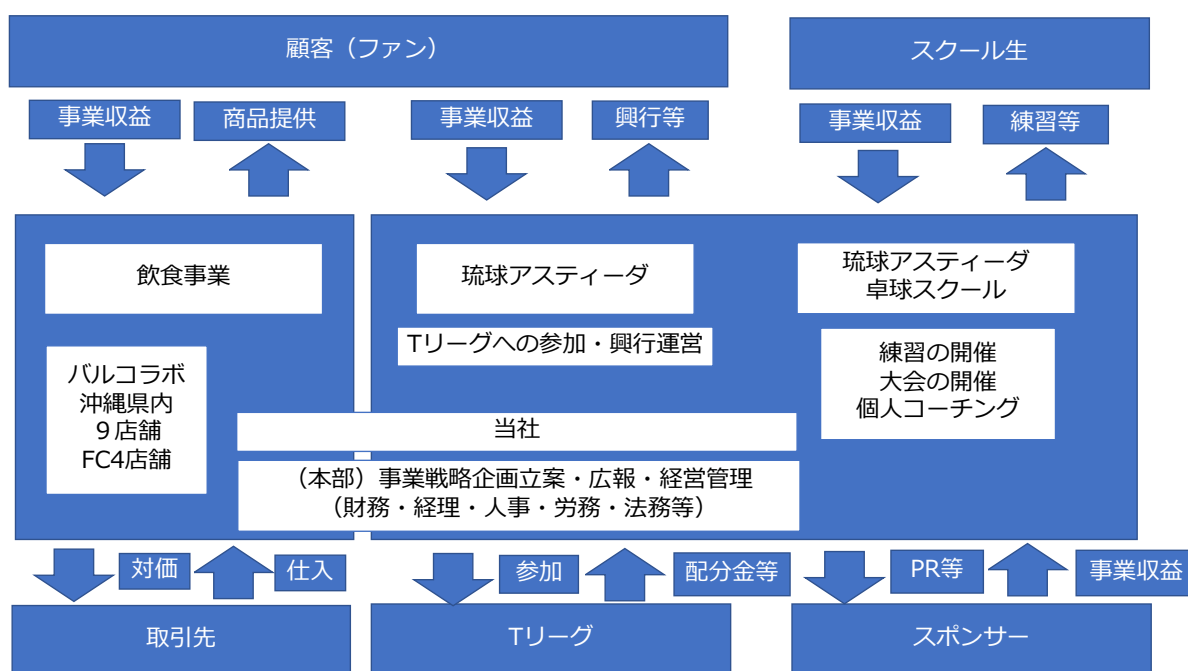
クラブ名	ホームタウン	加盟年度
木下マイスター	東京都	2018
T.T彩たま	埼玉県	2018
岡山リベッツ	岡山県	2018
琉球アスティード	沖縄県	2018

3 【事業の内容】

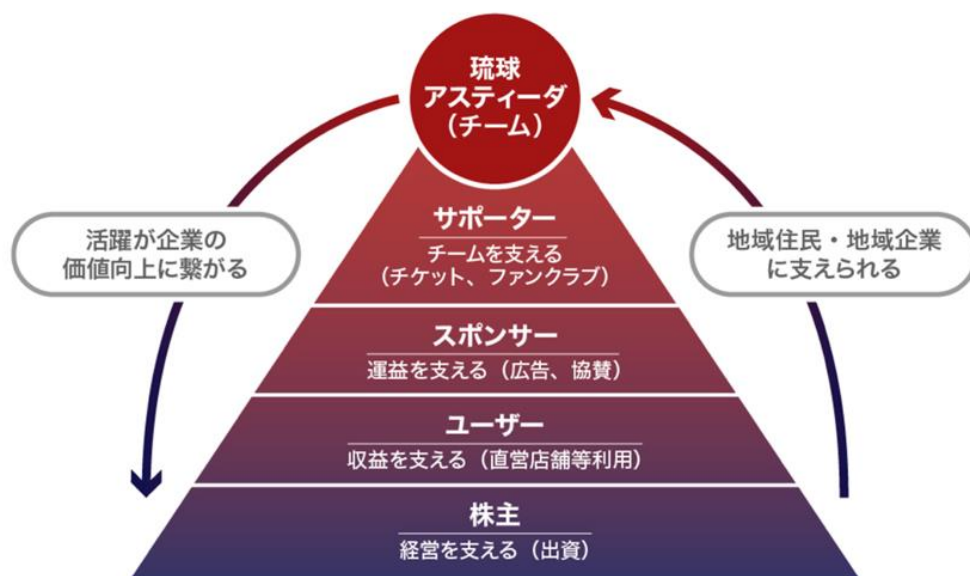
当社は、「沖縄から世界へ」をスローガンに、スポーツの力で社会貢献をしていくことを目指しています。私たちの活動と、世界で活躍する選手たちに刺激を受けた沖縄の子どもたちが、スポーツに興味を持ち、卓球を含む様々なスポーツを楽しむことで、優秀な選手を育成・輩出する場所を作っていきます。その先で、琉球アスティーダが日本だけでなく世界に知られるビッグクラブとなることを目標に掲げています。そのことにより、沖縄の魅力がより広く世界に知られ、地域創生に繋がる活動を私たちは継続していきます。

当社のビジネスモデルはスポンサー収入に頼った従来のスポーツクラブ経営ではなく、飲食店や卓球用品販売、卓球教室などの相乗効果のある事業展開を行っております。

(事業系統図)



(ビジネスモデルイメージ図)



当社の事業は、スポーツ関連事業と飲食事業に分けられます。スポーツ関連事業は、主に卓球事業となります。卓球事業は、スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、Tリーグ配分金などがあります。

飲食事業においては、卓球×食をコンセプトに掲げ、沖縄県内にバル形態の飲食店舗(直営店9店舗、フランチャイズ店舗4店舗)を展開しております。今後は、健康×エンターテインメントを目指し、スポーツバーや卓球台がある飲食店の展開を一層行っていく予定です。

セグメント区分	主要な売上項目
スポーツ関連事業	卓球事業（スポンサー収入、卓球教室収入、グッズ収入、ファンクラブ収入、チケット収入、Tリーグ配分金・運営受託収入等）、その他
飲食事業	卓球バルを中心とした飲食店の運営による収入、イベントへの参加、フランチャイズ収入

(1) スポーツ関連事業

1. スポンサー収入

スポンサー収入は、チーム運営を行うために使用されており、スポーツ関連事業の売上の約80%を占めています。2021年1月末時点でスポンサーとして契約頂いている企業が国内合わせて約120社あり、チーム運営の主力となっております。なお、当社が提供している、スポンサーの種別は下記のとおりです。

【スポンサーの種別について】

スポンサーにはトップスポンサー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルパートナーと露出の度合いに応じて3種類のプランがあります。

トップスポンサーは、ユニフォームやウォームアップウェアへの社名掲載がされ、dTV・amazon primeでのライブ放送で映るなど一番露出が多くなるスポンサーです。その他にも、呼称権・集団肖像権の使用やホームゲーム会場内の社名掲載等オフィシャルスポンサーと同様の内容もフルパッケージで提供しています。

オフィシャルスポンサーは、呼称権・集団肖像権の使用やチームエンブレム・ロゴの使用、ホームゲーム会場内の社名掲載、チームHPでのロゴ掲出等のPR効果があるスポンサーです。また、選手が企業訪問をしており、ES向上にもつながります。

オフィシャルパートナーは、チームHPでのロゴ掲出やホームゲーム会場内の社名掲載、チケット提供、卓球バルの優待券をご提供しているスポンサーになります。

詳細は、下記のとおりとなります。

スポンサー区分	メニュー
トップスポンサー	ユニフォームへの社名掲載 ウォームアップウェアへの社名掲載 下記、オフィシャルスポンサーの権利全て
オフィシャルスポンサー	呼称権・集団肖像権の使用 チームエンブレム・ロゴの使用 ホームゲーム会場内LED看板 ホームゲーム会場内横断幕 ホームゲームで来場者に配布する「アスティーダニュース」にロゴを掲載

	チームHPでのロゴ掲出 ホームゲーム会場サンプリング レセプションパーティ参加 ホームゲームチケット活用（アリーナ席）
オフィシャルパートナー	チームエンブレム・ロゴの使用 ホームゲーム会場内LED看板 ホームゲーム会場内横断幕 ホームゲームで来場者に配布する「アスティードニュース」にロゴを掲載 チームHPでのロゴ掲出 チケット提供（アリーナ席ご招待） チケット提供（自由席） 卓球バル優待券 ファンミーティングご招待 チームポスター進呈

2. Tリーグ配分金

Tリーグ配分金にはプロ卓球リーグのTリーグに参戦し、興行を行うことで一般社団法人Tリーグが得られた収入の一部が平等にチームに還元される基礎配分金や、レギュラーシーズンの順位に応じて得られる順位連動型配分金などがあり、スポーツ関連事業の売上の約10%を占めています。

2019年-2020年の2ndシーズンは、基礎配分金と順位連動型配分金に加え、観客動員率等の成績に応じて得られる業績連動型配分金がありました。

2020年-2021年の3rdシーズンは、基礎配分金と順位連動型配分金に加え、SNSフォロワー増加数に応じた配分金と包括肖像使用頻度連動配分金があります。

3. 卓球教室収入

卓球教室収入は、沖縄県中頭郡に卓球教室を1店舗運営しております。次世代の選手を育てる場、及び地域住民の健康を支える場となっており、グッズ売り場を併設しております。

沖縄県中頭郡の卓球教室内観



グッズ売り場



4. グッズ収入

グッズ収入にはアスティーダチームグッズ収入と卓球用品収入があります。アスティーダのユニフォームやタオル等の公認グッズ及び卓球プレイヤーが使用するラバーやシューズ、ユニフォーム等を販売しております。販売は卓球教室、通販ストア及び試合会場で行なっております。

5. ファンクラブ収入

ファンクラブ収入にはファンクラブ会費とオンラインサロン会費があります。ファンクラブには個人会員・法人会員があり、加入すると選手との交流イベント、チケット割引販売、オリジナルグッズプレゼント、飲食店での割引サービスなどの特典があります。

オンラインサロンに加入すると、琉球アスティーダオフィシャルFacebookグループに入ることができます。サロンメンバー限定の選手からのコメントや動画配信、オフ会参加、またチーム運営への提言など運営に関わることができます。

6. チケット収入

チケット収入とは、Tリーグのホームゲームで当社が販売したチケット売上になります。2020-2021シーズンは全体の試合数が21試合あり、そのうちホームゲームが5試合あります。チケットの種類はコートサイド10,000円、アリーナ席8,000円、2階席大人2,000円、高校生以下1,000円があります。

7. その他

その他にYoutubeチャンネルからの広告収入、トライアスロン教室の収入があります。

(2) 飲食事業

沖縄に「バルコラボTAKKYUバル奥武山公園店（注）」「コラボキッチンイオンモール沖縄ライカム店」「いちやりばコラボ北谷店」、「バルコラボ肉バル沖国大前店」「バルコラボ那覇新都心店」、「MEAT&PIZZAバルコラボ那覇天久店」、「バルコラボ肉バル那覇松山店」、「バルコラボ琉球肉バル那覇国際通り店」「バルコラボ県庁前店」の9店舗を運営しております。

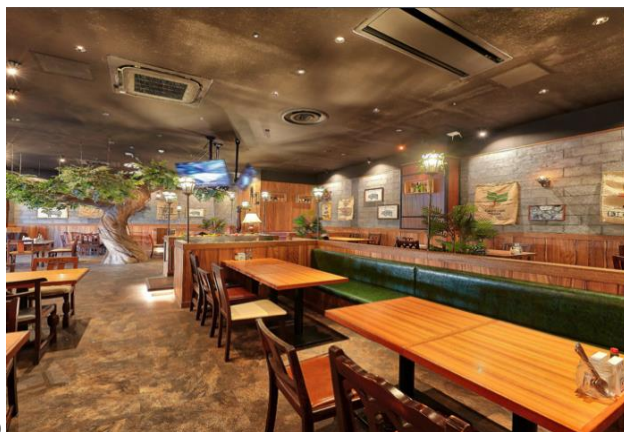
2019年11月よりフランチャイズの募集を開始し、2020年7月に「バルコラボ 肉バル 美栄橋駅前店」をオープンしております。続いて、10月に「しゃぶしゃぶダイニング こらぼ 北谷国体道路店」、12月に「バルコラボ肉バル 浦添市役所前店」、「バルコラボ オーシャンテラス 真栄田岬店」をオープンし、現在4店舗を展開しております。

(注) 「バルコラボTAKKYUバル奥武山公園店」は、沖縄初の店内で卓球ができる飲食店です。

「バルコラボ TAKKYUバル」



「コラボキッチン イオンモール沖縄ライカム店」



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年1月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
20 [80]	31.0	1.2	2,859

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	5 [2]
飲食事業	11 [78]
全社（共通）	4 [-]
合計	20 [80]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
4. 飲食店舗を6店舗譲受けたことにより、従業員数が増加しております。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第2期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度における我が国の経済は、天候不順や、消費税増税などの影響を受けながらも個人消費は底堅く雇用環境の改善もあり、景気回復は堅調な状況となり、経済状況の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、スポーツ関連事業においては、Tリーグ2ndシーズンに入りスポンサー数の拡大を推進して参りました。特に、ホームゲームでの冠試合のスポンサーを獲得できたこと等により、スポンサー収入が大きく伸びました。また、2019年5月に中城村で卓球スクールを開設し、11月に卓球大会を開催することで沖縄の卓球人口の育成や地域の健康文化の醸成をして参りました。

一方、飲食事業においては2019年7月に直営店「コラボキッチン イオンモール沖縄ライカム店」（沖縄県中頭郡北中城村）の運営を開始し、2019年9月に直営店「いちやりばコラボ 北谷店」（沖縄県中頭郡北谷町）と「バルコラボ 肉バル 沖国大前店」（沖縄県宜野湾市）の2店舗の運営を開始しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は261,219千円（前年同期比365.3%）、営業利益は407千円（前年同期は営業損失33,246千円）、経常利益は4,691千円（前年同期は経常損失30,699千円）、当期純利益は6,529千円（前期は当期純損失33,375千円）となりました。

なお、当社は2018年2月23日設立であり、前期は2018年2月23日から2018年12月31日までの10ヶ月と6日となっております。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

（スポーツ関連事業）

スポーツ関連事業においては、スポンサー数の拡大による売上増及びTリーグからのリーグ配分金や運営受託収入が入ったことにより売上・利益ともに増加しました。

以上の結果、売上高は172,922千円（前年同期比303.4%増）、セグメント利益は23,030千円（前期はセグメント損失13,594千円）となりました。

（飲食事業）

飲食事業においては、2019年7月に「コラボキッチンイオンモール沖縄ライカム店」を新規出店し、2019年9月に事業譲渡により「いちやりばコラボ北谷店」、「バルコラボ肉バル沖国大前店」の2店舗の運営を開始しました。このように新規出店が順調に進んだことにより、売上・利益ともに増加しました。

以上の結果、売上高は88,297千円（前年同期比208.4%増）、セグメント利益は8,411千円（前期はセグメント損失812千円）となりました。

第3期中間会計期間（自 2020年1月1日 2020年6月30日）

当中間会計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により急速に悪化いたしました。また、感染拡大防止のため緊急事態宣言が発出され、人の移動制限や営

業制限がされたことにより経済活動が停滞いたしました。海外においても、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、収束の見通しが立たず世界経済は依然として不透明な状況が続いております。

スポーツ業界におきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期をはじめ、各種イベントの中止が相次ぎ、各スポーツ団体のリーグ開幕にも影響が出ました。Tリーグに関しても、2020年3月に予定していた2rdシーズンファイナルが中止となり、8月から開幕予定であった3rdシーズンも11月開幕に延期されました。

このような状況の下、スポーツ関連事業においては、Tリーグ2ndシーズンは終盤の追い上げにより2位となることができました。

一方、飲食事業においては1月に直営店「バルコラボ那覇新都心店」（沖縄県那覇市）、「MEAT & PIZZAバルコラボ那覇天久店」（沖縄県那覇市）、「バルコラボ肉バル那覇松山店」（沖縄県那覇市）、「バルコラボ琉球肉バル那覇国際通り店」（沖縄県那覇市）の4店舗の運営を開始しました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は154,221千円、営業損失は41,317千円、経常損失は39,461千円、当期純損失は42,023千円となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

（スポーツ関連事業）

スポーツ関連事業においては、スポンサー営業の体制構築などに注力したものの、スポンサー収入は、リーグ開催時期である下半期に増加する傾向があることから、スポンサー収入売上は低調に推移しました。一方、卓球教室や運営受託収入、スポーツビジネスセミナーについては、前年より増収となりました。

以上の結果、売上高は52,442千円、セグメント損失は9,940千円となりました。

（飲食事業）

飲食事業においては、2020年4月7日に政府より発出された緊急事態宣言（当初は7都府県、4月16日より対象を全国に拡大、5月25日に解除）の際には、店舗売上及び利益が落ち込んだものの、直営店舗数が大幅に増加したことにより、売上が大幅に増加しました。

以上の結果、売上高は101,778千円、セグメント利益は988千円となりました。

（2） キャッシュ・フローの状況

第2期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前事業年度末と比べ12,371千円減少し32,302千円となりました。

当事業年度における各キャッシュフローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は25,413千円（前年同期は6,704千円の獲得）となりました。これは主に売上債権の増加額19,019千円、仕入債務の減少額35,410千円、未払金の増加額13,807千円の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は27,485千円(前年同期は使用した資金2,056千円)となりました。これは主に、事業譲受による支出20,056千円、有形固定資産の取得による支出2,388千円、敷金の差入による支出2,692千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は40,527千円(前年同期比1.3%増)となりました。これは主に株式の発行による収入40,000千円によるものであります。

第3期中間会計期間(自 2020年1月1日 2020年6月30日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の期末残高は、前事業年度末と比べ68,320千円増加し100,623千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュフローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は48,915千円となりました。これは主に税引前中間純損失39,461千円、売上債権の増加額10,595千円の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は40,412千円となりました。これは主に事業譲受による支出40,187千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は157,649千円となりました。これは主に長期借入れによる収入140,000千円、株式の発行による収入18,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

第2期事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
スポーツ関連事業	5,622	162.8
飲食事業	32,233	352.2
合計	37,856	300.3

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第3期中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
スポーツ関連事業	44,335	-
飲食事業	36,566	-
合計	80,902	-

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は第3期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) 販売実績

第2期事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
スポーツ関連事業	172,922	403.4
飲食事業	88,297	308.4
合計	261,219	365.3

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第1期事業年度		第2期事業年度	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
Peach・Aviation株式会社	10,800	15.1	14,466	5.5
株式会社あしたのチーム	11,132	15.6	10,747	4.1

2. 第1期事業年度の金額は、免税事業者であったため、消費税等が含まれております。第2期事業年度のコ
金額は、消費税等が含まれておりません。

第3期中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	52,442	-
飲食事業	101,778	-
合計	154,221	-

（注） 1. 当社は第3期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 第3期中間会計期間においては販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、沖縄県内において、プロスポーツチームの運営と飲食店を9店舗（直営店）を展開しております。スポーツ関連事業につきましては、Tリーグに参戦する【琉球アスティータ】を世界で誰もが知るクラブチームに育て、スポーツビジネスの新たなモデルを構築していきます。企業スポンサー様に賛同を頂きながら、地域の個人ファンにファンクラブへ加入して頂き、地域も一体となったチーム作りを目指しております。また、Youtubeチャンネルやクラウドファンディングでの資金調達など卓球業界で初めての試みにも積極的に取り組み、知名度向上・ブランド構築を行なっております。

また、「沖縄から世界へ」をスローガンにジュニア選手の育成を図るために、卓球スクールを開設しております。それに加え、卓球用品やアスティータチームグッズの販売も行っております。

飲食事業につきましては、卓球というスポーツが一層身近に触れ合える場作りとして卓球バル型、スポーツバル型の飲食店の出店運営を進めております。卓球を楽しんでもらい、琉球アスティータの情報を得られる場所としてスポーツ関連事業とシナジー効果を創出しております。

イベントにも積極的に出店しており、那覇めしグランプリ決定戦で優勝をするなど沖縄の肉バル業態で地位を確立しております。社員平均年齢が低く、若くから店長として任される環境を与え、スピードを大事にした経営方針を掲げております。

以上のように、当社は明確なビジョンの元に、日本のスポーツビジネスで新しい取り組みを行いながら、地域に長く愛される事業となるように着実に確実に歩みを進めてまいりたいと考えます。

(2) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社の経営理念を実現していくために、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 人材の確保及び育成

当社におきましては、卓球事業での、スポンサー獲得のための営業活動、ファンの満足度向上のためのイベント企画、Tリーグの興行運営だけではなく、飲食店舗の運営のための人材の確保とその育成が重要な課題となります。新卒採用・中途採用のみならず、アルバイトの社員登用などを積極的に行うとともに、教育・研修の強化を図りながら、社員・アルバイトの教育・育成に取り組んでまいります。

② 店舗の展開

当社におきましては、安定的な収益基盤を構築していくためには、既存店舗における充実したサービス提供と新規店舗の展開が重要な課題であると考えております。また、新規店舗についても、常に店舗の確保を念頭におき立地条件などを考慮しつつ、地域に根差したファン作りをモットーにしながら出店を進めてまいります。

③ 事業資金の確保について

これまで自己資金により資金調達を行ってきましたが、新型コロナウイルスの影響により当面の事業資金を確保するために、金融機関からの借入金により調達を行いました。今後につきましては、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことにより、中長期的に安定した成長が可能な

財務体質の強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 卓球業界の動向について

当社の基幹事業である卓球業界は、日本のトップ選手が世界ランキングの上位にいることや、若いトッププレーヤーが多くいることからジュニア世代の育成が盛んに行われております。しかしながら、今後の国際大会等における日本選手の成績状況や卓球及びその他スポーツ市場の浮き沈みにより競技人口が増減した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) スポンサーへの依存について

当社は、売上の約4割程度をプロ卓球チームのスポンサー収入に依存しております。当社は2018年2月に設立しており、卓球チームとしての歴史も浅いことから、毎シーズン継続してスポンサーになっていただける企業が少ない状況にあります。今後も新規及び継続したスポンサー企業獲得できるよう、広告宣伝やチームの価値を向上させる施策を行っておりますが、スポンサー企業の経営方針の変更や業績の悪化等によりスポンサー収入が大きく変動する可能性があります。また、新規スポンサー企業の獲得ができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) スポーツ関連事業の業績の季節変動について

当社が行うスポーツ関連事業の売上の約80%をスポンサー収入が占めております。スポンサー収入は、チームのメディア露出が高まるリーグ開催時期（通常は8月～翌年2月、3rdシーズンは11月～翌年2月）のうち、特にスポンサー期間を長く取れる開催時期の前半に集中する傾向があります。そのため、当社の売上及び営業利益は、リーグ開催時期である下半期に増加する傾向があります。

(4) Tリーグ配分金について

当社は、卓球のプロリーグである「Tリーグ」に所属しており、一般社団法人Tリーグが得た収益（放映権やスポンサー収入等）のうち一部を配分金として頂いております。Tリーグ配分金の内容については、現在のところ毎シーズンごとに変更となっており、配分金の変更が内容されることにより配分金収入が大きく変動する可能性があります。また、Tリーグの収支状況が悪化した場合には、配分金の減額により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) Tリーグ脱退について

当社は、卓球のプロリーグである「Tリーグ」に所属しており、5 【経営上の重要な契約等】で記載のとおり、一般社団法人Tリーグとの契約を締結しており、一般社団法人Tリーグが定めた「Tリーグ規約」に則ってチーム運営を行っております。当社は今後も「Tリーグ」に所属し

た上でスポーツ関連事業を行っていく予定でございますが、何らかの理由でTリーグからチームが脱退した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 卓球プロリーグの順位と所属選手の獲得について

当社は、卓球プロリーグである「Tリーグ」に所属しており、リーグ優勝を目標にチーム運営を行っております。また、海外で実績を積んだ世界ランキング上位の海外選手と日本の若手有望選手を所属させる方針であります。しかしながら、成績が下位になってしまった場合や有望な選手の獲得がかなわなかった場合には、スポンサー収入の減少やTリーグ配分金の減少などにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物への依存に関するリスクについて

当社の経営方針や事業戦略、営業戦略などの経営全般において、創業者である代表取締役・早川周作が、重要な役割を果たしております。また当社は、情報やノウハウの共有、人材の確保及び育成等により組織体制の強化を図り、創業者に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務遂行が困難となった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 店舗展開に関するリスクについて（飲食事業）

当社は、沖縄県内において、直営店9店舗及びフランチャイズ4店舗の店舗運営を行っております。今後も立地条件や店舗の採算性などを勘案しながら、沖縄以外の地域も視野に入れ、直営店やフランチャイズ店の出店を行っていく方針であります。しかしながら、当社の出店条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人員確保等の遅れによりオープンが遅延した場合には、出店を見合わせることもあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 飲食事業の食材調達、価格高騰のリスクについて

当社は、店舗で使用する食材について食材卸業者を通じて、また、飲料については主に飲料専門の卸業者を通じて調達しております。これにより、信頼できる産地や生産者から、安定した品質の食材等を調達することができます。さらに、天候や市況の影響による食材価格の変動もある程度吸収することができます。しかしながら、仕入業者がなんらかの理由により、食材や飲料を調達できなくなった場合、または食材価格の大幅な変動があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 施設運営の事故等について

当社では、卓球教室の施設運営において利用者の安全を確保する体制を整備していることから、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一施設運営に際して重大な事故等が発生した場合には、所管する自治体等からの事業停止命令や訴訟及び風評被害等による多数の利用者減少が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(1 1) 人材の確保及び育成について

当社は、プロ卓球チームの運営、卓球スクールの運営、飲食店の運営など業種が多岐にわたります。そのため、当社の理念に共感していただける優秀な人材の確保と育成を積極的に行っていくことは、当社にとって重要な要素だと考えております。また、人材の確保に当たっては、新規採用だけでなく、中途採用やパート・アルバイトからの社員登用を含め、門戸を広く積極的に獲得を進めてまいります。しかしながら、人材の確保及び育成が順調に進まない場合には、各事業のサービスの品質の担保が計画通りできず、プロ卓球チームの成績低下やスポンサー収入の減少、飲食店の収益悪化等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(1 2) 商標権について

当社は商標権を企業価値向上のための重要なものとして位置づけ、可能な限り商標を取得することを基本方針としております。しかしながら、当社が使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合、第三者から当社の商標の使用差止、使用料及び損害賠償等の支払請求がなされる可能性があります。仮にこれらの請求が認められた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(1 3) 個人情報の保護について

当社は、プロ卓球チームのファンクラブ及び卓球スクールにおいては、利用者の氏名、住所をはじめ、保護者の氏名及び職業などの情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(1 4) 自然災害のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・店舗・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社の事業に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

(1 5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行に伴い、イベントの開催や長距離の移動の自粛が要請されております。スポーツ関連事業におきましては、3rdシーズンのTリーグの試合開催について、開催期間を縮小し（通常は8月～翌年3月、3rdシーズンは11月～翌年2月）、一部無観客試合としての開催されております。4thシーズン以降の開催時期は未定です。そのため、3rdシーズンにおいては、スポンサー収入への影響は大きくなかったものの、リーグ分配金については、無観客試合に伴うTリーグの収入減少の影響が予想されます。また、今後の感染状況によっては、スポンサー収入や4thシーズン以降リーグ分配金収入に影響が出る可能性があります。

また、飲食事業におきましては、一部の店舗を除き、地元のお客様をターゲットとしております。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行する前から、座席数等に余裕のある店

舗レイアウトであったことから、客数等もほぼ変更なく営業を行っております。しかしながら、2020年4月7日に政府より発出された緊急事態宣言(当初は7都府県、4月16日より対象を全国に拡大、5月25日に解除)及び2020年8月1日に沖縄県より発出された沖縄県独自緊急事態宣言(2020年9月5日解除)の際には、地元のお客様についても来店数が大幅に減少した影響により業績が大きく落ち込みました。

今後、日本国内、特に沖縄県内において、さらなる流行拡大により大規模な外出制限の実施等が行われた場合や、予期できない経済または社会活動の行動変容が起こった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 社歴が浅いことのリスクについて

当社は、2018年2月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(17) 配当政策に関するリスクについて

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、発行者情報公表日現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(18) 法規制について

① 法的規制全般について

当社では、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加えて、食品衛生法をはじめとする食品衛生関連の様々な法的規制を受けております。これらの法令に関して重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 食品衛生法について

当社が運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可証を取得しております。店舗では衛生管理の徹底を図っておりますが、食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、当社における信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) のれんの減損について

当社で認識しているのれんは、2019年9月に飲食店舗を2店舗、2020年1月に飲食店舗を4店舗譲り受けたことにより、計上されたものです。当該のれんについては、将来の収益力を

適切に反映しているものと判断しておりますが、今後、飲食事業の展開等が計画どおりに進まない場合には、のれんの減損処理を行う必要が生じる等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 税務上の繰越欠損について

当社は2020年6月30日時点において、税務上の繰越欠損金を68百万円有しております。当社の経営成績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(21) J-Adviserとの契約に関するリスクについて

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年3月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の

引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を

受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託

しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれか

に掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは関東東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是

正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

1. 当社はTリーグに参加するため、一般社団法人Tリーグと契約を行っております。その概要は以下の通りです。

契約内容の概要	当社が一般社団法人Tリーグへの入会と、Tリーグに参加する資格
契約の期間	1年間
契約の更新	自動1年更新（前年のシーズンの6月30日までに申請しない場合）

(注) Tリーグ規約のうち、下記の条文については、Tリーグ理事会の承認により、株式上場を条件として例外的な取り扱いを認められております。

【Tリーグ規約】

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第18条第1項	Tリーグチーム運営法人は、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。違反した場合、Tリーグによって指導が行われ、または制裁規程に基づく制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Tリーグチーム運営法人はそれらに従わなければならない。	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第2項	Tリーグチーム運営法人は Tリーグに対し、Tリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第4項	Tリーグは、Tリーグチーム運営法人の事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、Tリーグおよび Tリーグチーム運営法人の状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書	第18条4項ただし書きに基づく開示について、Tリーグは、金融商品取引法166条1項に該当する重要事実に関してTリーグチーム運営法人が公表する前に、行うことはできない。

	類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のTリーグチームの運営に支障を来さない限りにおいて開示することができる。	Tリーグは、金融商品取引法166条、167条の2その他に鑑み、入手した情報について、売買等その他不正行為をせず、第三者にさせず、その情報保有に、細心の注意を払うものとする。制裁規定12条（2）の運用・解釈についても、18条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第1項	Tリーグチーム運営法人は、Tリーグからの指示に基づき、Tリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（チームが公益社団法人、一般社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。制裁規定12条（3）の運用・解釈についても、19条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第2項	Tリーグチーム運営法人は、当該Tリーグチーム運営法人の支配状況に影響を及ぼすこととなる株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会に報告をし、理事会の承認を得るなど理事会が必要と認めた手続きを経なければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（なお、当該権利により将来発行され得る株式を以下「潜在株式」という。）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式に係る議決権を含むものとする。また、公益法人または一般法人であるTリーグチーム運営法人が、支配状況に影響を及ぼすこととなる社員の変更または社員の追加をする場合も同様とする。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。制裁規定12条（3）の運用・解釈についても、19条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第7項	本条第1項から第4項までの規定は、理事会にて例外の取り扱いを承認されたチームまたはチェアマンが特に必要性が高いものと認めたチームに対しては、1年間を上限として適用を猶予することができる。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。制裁規定12条（3）の運用・解釈についても、19条の上記運用・解釈に応じる。

【制裁規程（Tリーグ規約）】

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第12条第2項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （2）同第18条（Tリーグチーム運営法人の	制裁規定12条（2）の運用・解釈についても、Tリーグ規約18条の上記運用・解釈に応じる。

	健全経営) 第1項に違反した場合	
第12条第3項	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 (3) 同第19条(Tリーグチームの株主) 第2項から第3項まで及び第6項のいずれかに違反した場合	制裁規定12条(3)の運用・解釈についても、Tリーグ規約19条の上記運用・解釈に応じる。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第2期事業年度末における、資産、負債および純資産の状況は、次のとおりであります。

なお、当社は2018年2月23日設立であり、前事業年度は2018年2月23日から2018年12月31日までの10ヶ月と6日となっております。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、74,951千円となり前事業年度末に比べ7,108千円増加しました。これは、現金及び預金が12,371千円減少する一方で、売掛金が19,019千円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、49,345千円となり前事業年度末と比べて29,674千円増加しました。これは、のれんが18,009千円、繰延税金資産が2,212千円、ソフトウェア仮勘定が6,912千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、68,659千円となり前事業年度末と比べて14,731千円減少しました。これは、買掛金が31,139千円減少した一方で、未払金が11,649千円、未払消費税等が2,955千円、前受金が4,500千円増加したことが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、4,800千円となり前事業年度末と比べて4,800千円増加しました。これは、長期未払金が4,800千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、50,837千円となり前事業年度末と比べて46,713千円増加しました。これは、増資により資本金と資本準備金がそれぞれ20,000千円増加したことと当期純利益6,529千円の計上による利益余剰金の増加が主な要因であります。

第3期中間会計期間における、資産、負債および純資産の状況は、次のとおりであります。

(流動資産)

当中間会計期間における流動資産の残高は、147,822千円となり前事業年度末に比べ72,871千円増加しました。これは、現金及び預金が68,320千円増加、売掛金が10,595千円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間における固定資産の残高は、77,498千円となり前事業年度末と比べて、28,152千円増加しました。これは、のれんが32,382千円、敷金が2,277千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間における流動負債の残高は、54,786千円となり前事業年度末と比べて、13,873千円減少しました。これは、買掛金が5,893千円、未払金が6,658千円、未払消費税等が2,955千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間における固定負債の残高は、142,754千円となり前事業年度末と比べて137,954千円増加しました。これは、長期借入金が139,106千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間における純資産の残高は、31,530千円となり前事業年度末と比べて、19,307千円減少しました。これは、増資により資本金と資本準備金がそれぞれ11,250千円増加する一方で、中間純損失42,023千円の計上による利益余剰金の減少が主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2021年3月30日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資金及び銀行借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第2期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度の設備投資については、琉球アスティーダブランドの構築と飲食事業の収益強化を目的とした設備投資を実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産（のれんを除く）への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は10,012千円であり、セグメントごとの主な設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) スポーツ関連事業

当事業年度の主な設備投資は、琉球アスティーダのマスコットキャラクター「ていーだくん」着ぐるみ900千円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 飲食事業

当事業年度において、コラボキッチン イオンモール沖縄ライカム店の出店に伴う店舗設備等の取得1,488千円の投資を実施いたしました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社（共通）

当事業年度において、商標権の取得711千円、人事考課システム構築に係るソフトウェアへの投資6,912千円を実施いたしました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第3期中間会計期間（自 2020年1月1日 2020年6月30日）

当中間会計期間において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

重要性がないため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2019年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2021年2月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000	3,106,500	1,348,500	1,393,500	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,500,000	3,106,500	1,348,500	1,393,500	-	-

- (注) 1. 公表日現在の発行数には、2019年12月31日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 2019年11月22日開催の取締役会決議により、2020年1月9日付で新株45,000株を発行しております。これにより、発行済株式総数は1,393,500株となっております。
3. 2020年1月30日付で、新株予約権27,000個27,000株分が放棄となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（2019年3月29日定時株主総会決議）

区 分	最近事業年度末 (2019年12月31日)	公表日の前月末現在 (2021年1月31日)
新株予約権の数	2,000	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000(注)1、3	33,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334(注)3 資本組入額 167(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

5. 新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2019年11月22日臨時株主総会決議）

区 分	最近事業年度末 (2019年12月31日)	公表日の前月末現在 (2021年1月31日)
新株予約権の数	23,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2019年12月20日から 2029年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334(注)3 資本組入額 167(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締

役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

5. 新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

第3回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	発行時 (2020年1月30日)	公表日の前月末現在 (2021年1月31日)
新株予約権の数	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。

(5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第4回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	発行時 (2020年1月30日)	公表日の前月末現在 (2021年1月31日)
新株予約権の数	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年2月23日 (注) 1	100	100	1,000	1,000	-	-
2018年3月1日 (注) 2	9,900	10,000	-	1,000	-	-
2018年10月19日 (注) 3	3,350	13,350	33,500	34,500	-	-
2018年12月31日 (注) 4	300	13,650	3,000	37,500	-	-
2019年4月25日 (注) 5	27,300	40,950	-	37,500	-	-
2019年6月30日 (注) 6	4,000	44,950	20,000	57,500	20,000	20,000
2019年11月22日 (注) 7	1,303,550	1,348,500	-	57,500	-	20,000
2020年1月9日 (注) 8	45,000	1,393,500	11,250	68,750	11,250	31,250

(注) 1. 会社設立によるものであります。

2. 株式分割（1:100）によるものであります。

3. 有償第三者割当 発行価格10,000円 資本組入額10,000円

主な割当先 当社取締役3名、監査役1名、個人11名

4. 有償第三者割当 発行価格10,000円 資本組入額10,000円

主な割当先 個人3名

5. 株式分割（1：3）によるものであります。

6. 有償第三者割当増資 発行価格10,000円 資本組入額 5,000円

主な割当先 株式会社シーエムディーラボ、MTGV投資事業有限責任組合

7. 株主分割（1：30）によるものであります。

8. 2020年1月9日を払込期日とする株式投資型クラウドファンディングにより、発行済株式総数が45,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ11,250千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2021年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	1	3	-	-	171	175	-
所有株式数（単元）	-	-	600	720	-	-	12,615	13,935	-
所有株式数の割合（%）	-	-	4.4	5.2	-	-	90.5	100	-

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,393,500	1,393,500	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,393,500	—	—
総株主の議決権	—	1,393,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2020年1月30日
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。

第4回新株予約権

決議年月日	2020年1月30日
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)
2020年3月27日 定時株主総会決議	-	-

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 5名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	-	早川 周作	1976年 12月17日	2003年2月 羽田孜事務所 私設秘書 入職 2004年2月 日本リーディング総合法務事務所設 立 所長 就任 2011年12月 SHGホールディングス株式会社設立 代表取締役 就任 2018年2月 当社設立 代表取締役 就任 (現 任)	(注) 4	(注) 3	879,000
取締役	管理部長	平田 史隆	1978年 4月25日	2004年4月 菱和株式会社 入社 2005年7月 Rルーム有限会社 入社 2010年4月 日本リーディング総合法務事務所 入所 2018年2月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 4	(注) 3	4,500
取締役	-	明石 知樹	1984年 9月16日	2007年4月 株式会社りそな銀行 入行 2015年4月 株式会社Co-creating partner 代 表取締役 就任 2019年3月 当社 取締役 就任 (現任) 2021年1月 株式会社One Purpose設立 代表取 締役 就任 (現任)	(注) 4	(注) 3	18,000
取締役	-	東 俊介	1975年 9月16日	1998年4月 大崎電気工業株式会社 2005年4月 ハンドボール日本代表キャプテン 2010年3月 早稲田大学スポーツ科学学術院 卒 業 2016年12月 株式会社藤商 取締役 就任 2018年2月 当社 取締役 就任 (現任) 2019年10月 当たるんですマーケティング株式会社 取締役 就任 (現任)	(注) 5	(注) 3	9,000
社外監査役		五十部 紀英	1982年 7月2日	2008年12月 弁護士登録 2014年9月 弁護士法人アドバンス 代表社員就 任 (現任) 2018年2月 当社 監査役 就任 (現任) 2018年6月 株式会社レントラックス 社外取締 役 就任 (現任)	(注) 6	(注) 3	27,000
計							937,500

- (注) 1. 取締役 明石知樹、東俊介は、社外取締役であります。
 2. 監査役 五十部紀英は、社外監査役であります。
 3. 2019年12月期における役員報酬の総額は23,060千円を支給しております。
 4. 取締役の任期は、2020年6月3日開催の臨時株主総会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 監査役の任期は、2020年6月3日開催の臨時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役としてスポーツ界から招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

また、業務執行は、取締役が兼任し迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会の開催状況は、2018年12月期は3回、2019年12月期は12回開催しており、社外取締役の出席率は、2019年12月期95%で、随時、貴重な質問・意見等の発言をしております。

b) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役規定に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べています。

c) 内部監査及び監査役監査の状況

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、被監査部門から独立した内部監査担当者1名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

d) 会計監査の状況

当社は監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2019年12月期において監査を執行した公認会計士は堀俊介氏、北村ルミ子氏であり、いずれも継続監査年数は2年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

e) 内部統制システムの整備の状況について

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年10月15日の取締役会にて、規程を定める決議を行っており、現在その規程の運用を行っております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

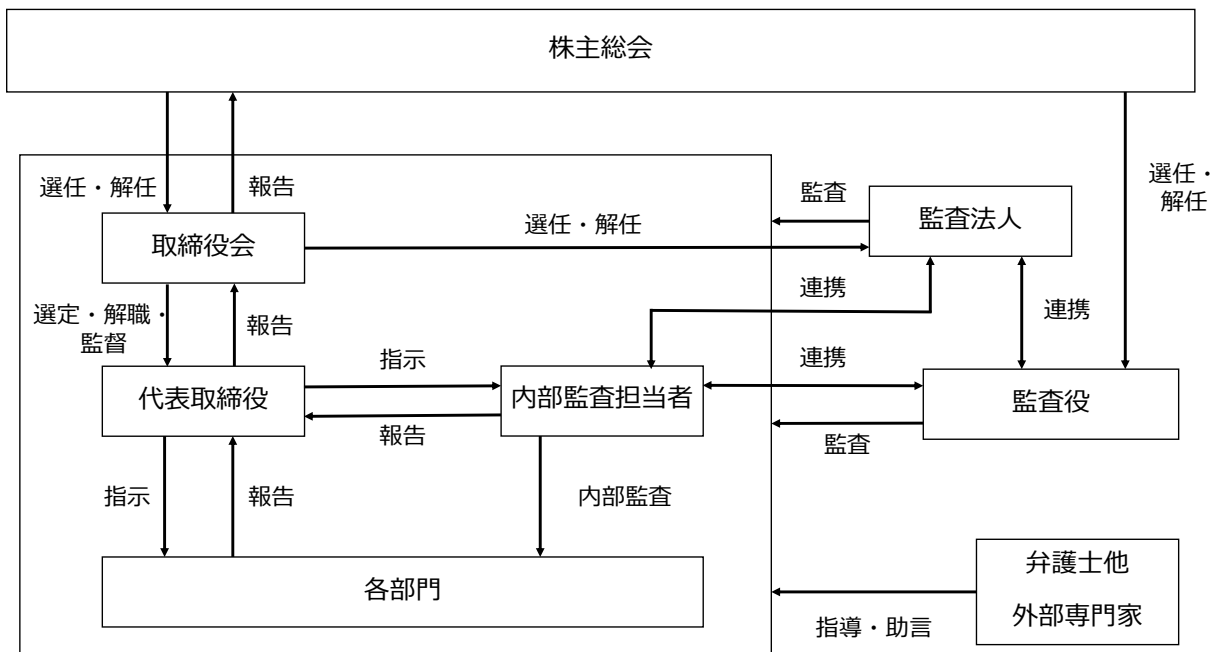
f) 社外取締役および社外監査役との関係について

当社の社外取締役が2名、社外監査役が1名選任されております。選任に際しては、客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任を行っております。

社外取締役明石知樹は、当社株式18,000株、新株予約権6,000個（6,000株）、社外取締役東俊介は、当社株式9,000株、新株予約権3,000個（3,000株）、社外監査役五十部紀英は、当社株式27,000株、新株予約権1,000個（1,000株）をそれぞれ有しておりますが、当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



② リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理規程」を制定し、リスク管理部門として、管理部がリスク管理活動を統括しております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

③ 役員報酬の内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役、監査役については報酬内規に基づき決定しております。報酬額の明細（従業員分は除く）は次のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く。）の年間報酬額	19,910千円
監査役（社外監査役を除く。）の年間報酬額	-
社外役員の年間報酬額	3,150千円

④ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑤ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、自己株式の所得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）の中間財務諸表については、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

①【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,674	32,302
売掛金	6,994	26,014
商品	612	1,982
原材料及び貯蔵品	89	857
前払費用	10,500	11,576
その他	4,973	2,217
流動資産合計	67,843	74,951
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	250	232
機械及び装置（純額）	-	972
工具、器具及び備品（純額）	949	1,551
有形固定資産合計	※ 1,199	※ 2,756
無形固定資産		
のれん	-	18,009
商標権	-	652
ソフトウェア仮勘定	-	6,912
無形固定資産合計	-	25,573
投資その他の資産		
長期前払費用	18,246	15,126
繰延税金資産	-	2,212
その他	225	3,677
投資その他の資産合計	18,471	21,015
固定資産合計	19,671	49,345
資産合計	87,514	124,297

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,623	18,484
未払金	5,867	17,516
未払法人税等	2,675	284
未払消費税等	-	2,955
前受金	22,608	27,108
預り金	2,615	1,956
その他	-	353
流動負債合計	83,390	68,659
固定負債		
長期未払金	-	4,800
固定負債合計	-	4,800
負債合計	83,390	73,459
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,500	57,500
資本剰余金		
資本準備金	-	20,000
資本剰余金合計	-	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△33,375	△26,846
利益剰余金合計	△33,375	△26,846
株主資本合計	4,124	50,653
新株予約権	-	184
純資産合計	4,124	50,837
負債純資産合計	87,514	124,297

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2020年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	100,623
売掛金	36,609
商品	1,635
原材料及び貯蔵品	930
前払費用	1,702
その他	6,320
流動資産合計	147,822
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	223
機械及び装置（純額）	850
工具、器具及び備品（純額）	1,137
有形固定資産合計	※ 2,211
無形固定資産	
のれん	50,392
商標権	580
ソフトウェア	5,655
無形固定資産合計	56,628
投資その他の資産	
出資金	10
長期前払費用	12,693
その他	5,955
投資その他の資産合計	18,658
固定資産合計	77,498
株式交付費	3,750
繰延資産合計	3,750
資産合計	229,071

(単位：千円)

当中間会計期間
(2020年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	12,591
一年内返済予定の長期借入金	894
未払金	10,858
未払法人税等	350
前受金	28,201
預り金	1,253
その他	637
流動負債合計	54,786
固定負債	
長期借入金	139,106
長期未払金	3,648
固定負債合計	142,754
負債合計	197,540
純資産の部	
株主資本	
資本金	68,750
資本剰余金	
資本準備金	31,250
資本剰余金合計	31,250
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△68,869
利益剰余金合計	△68,869
株主資本合計	31,130
新株予約権	400
純資産合計	31,530
負債純資産合計	229,071

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年2月23日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	71,501	261,219
売上原価	61,148	125,914
売上総利益	10,353	135,304
販売費及び一般管理費	※ 43,600	※ 134,897
営業利益又は営業損失(△)	△33,246	407
営業外収益		
受取利息	20	0
支援金収入	2,526	343
協賛金収入	-	648
消費税差額	-	2,889
その他	-	402
営業外収益合計	2,546	4,284
経常利益又は経常損失(△)	△30,699	4,691
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△30,699	4,691
法人税、住民税及び事業税	2,675	374
法人税等調整額	-	△2,212
法人税等合計	2,675	△1,837
当期純利益又は当期純損失(△)	△33,375	6,529

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年 2月23日 至 2018年12月31日)			当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
(スポーツ関連事業)							
I 商品売上原価							
1 期首商品棚卸高		-			612		
2 商品仕入高		3,453			5,622		
合計		3,453			6,235		
3 期末商品棚卸高		612	2,840	4.6	1,982	4,252	3.4
II 労務費			35,200	57.6		57,585	45.7
III 経費							
1 旅費交通費		4,545			5,619		
2 外注費		-			7,990		
3 リーグ分配金		9,500	14,045	23.0	19,000	32,609	25.9
(飲食事業)							
IV 原材料売上原価							
1 期首原材料棚卸高		-			89		
2 原材料仕入高		9,151			32,233		
合計		9,151			32,322		
3 期末原材料棚卸高		89	9,062	14.8	857	31,465	25.0
売上原価			61,148	100.0		125,914	100.0

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
売上高	154,221
売上原価	80,902
売上総利益	73,319
販売費及び一般管理費	114,636
営業損失(△)	△41,317
営業外収益	
受取利息	0
支援金収入	393
給付金収入	2,000
その他	374
営業外収益合計	2,767
支払利息	161
株式交付費償却	750
営業外費用合計	911
経常損失(△)	△39,461
税引前中間純損失(△)	△39,461
法人税、住民税及び事業税	350
法人税等調整額	2,212
法人税等合計	2,562
中間純損失(△)	△42,023

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年2月23日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	-	-	-	-	-	-
当期変動額						
新株の発行	37,500			37,500		37,500
当期純損失（△）		△33,375	△33,375	△33,375		△33,375
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	37,500	△33,375	△33,375	4,124	-	4,124
当期末残高	37,500	△33,375	△33,375	4,124	-	4,124

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	37,500	-	-	△33,375	△33,375	4,124
当期変動額						
新株の発行	20,000	20,000	20,000			40,000
当期純利益				6,529	6,529	6,529
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	20,000	20,000	20,000	6,529	6,529	46,529
当期末残高	57,500	20,000	20,000	△26,846	△26,846	50,653

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	4,124
当期変動額		
新株の発行		40,000
当期純利益		6,529
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	184	184
当期変動額合計	184	46,713
当期末残高	184	50,837

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	57,500	20,000	20,000	△26,846	△26,846	50,653
当中間期変動額						
新株の発行	11,250	11,250	11,250			22,500
中間純損失（△）				△42,023	△42,023	△42,023
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	11,250	11,250	11,250	△42,023	△42,023	△19,523
当中間期末残高	68,750	31,250	31,250	△68,869	△68,869	31,130

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	184	50,837
当中間期変動額		
新株の発行		22,500
中間純損失		△42,023
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	216	216
当中間期変動額合計	216	△19,307
当中間期末残高	400	31,530

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年2月23日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△30,699	4,691
減価償却費	265	891
長期前払費用償却額	2,119	4,757
のれん償却額	-	1,286
受取利息及び受取配当金	△20	△0
支援金収入	△2,526	△343
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,994	△19,019
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△702	△2,137
前払費用の増減額 (△は増加)	△10,500	△1,076
仕入債務の増減額 (△は減少)	29,623	△35,410
未払金の増減額 (△は減少)	5,867	13,807
前受金の増減額 (△は減少)	22,608	4,500
未払消費税等の増減額 (△は減少)	-	2,955
その他	△2,357	3,828
小計	6,683	△21,271
利息及び配当金の受取額	20	0
法人税等の支払額	-	△4,142
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,704	△25,413
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,465	△2,388
無形固定資産の取得による支出	-	△711
長期前払費用の取得による支出	△366	△1,636
敷金の差入による支出	△225	△2,692
事業譲受による支出	-	※2 △20,056
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,056	△27,485
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	37,500	40,000
新株予約権の発行による収入	-	184
支援金の受取による収入	2,526	343
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,026	40,527
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	44,674	△12,371
現金及び現金同等物の期首残高	-	44,674
現金及び現金同等物の期末残高	※1 44,674	※1 32,302

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2020年1月1日
至 2020年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失(△)	△39,461
減価償却費	1,244
長期前払費用償却額	2,432
のれん償却額	5,742
株式交付費償却	750
受取利息及び受取配当金	△0
給付金収入	△2,000
支援金収入	△393
支払利息	161
売上債権の増減額(△は増加)	△10,595
棚卸資産の増減額(△は増加)	273
前払費用の増減額(△は増加)	9,874
仕入債務の増減額(△は減少)	△5,893
未払金の増減額(△は減少)	△6,849
前受金の増減額(△は減少)	1,092
未払消費税等の増減額(△は減少)	△2,326
その他	△5,880
小計	△51,827
利息及び配当金の受取額	0
給付金の受取額	2,000
利息の支払額	△161
法人税等の還付額	1,358
法人税等の支払額	△284
営業活動によるキャッシュ・フロー	△48,915
投資活動によるキャッシュ・フロー	
敷金の差入による支出	△214
事業譲受による支出	※2 △40,187
その他	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,412
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	140,000
株式の発行による収入	18,000
新株予約権の発行による収入	216
長期未払金の返済による支出	△960
支援金の受取による収入	393
財務活動によるキャッシュ・フロー	157,649
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	68,320
現金及び現金同等物の期首残高	32,302

現金及び現金同等物の中間期末残高

※1 100,623

【注記事項】

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2020年12月31日）

（重要な会計方針）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

のれん 投資効果の発現する期間を見積り（5年）、均等償却しております。

商標権 5年で均等償却しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、

企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難なことから外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損会計における将来キャッシュフロー及び税効果会計における繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	265 千円	1,097千円

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年2月23日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	7,440 千円	23,060千円
給料手当	2,250 千円	16,393千円
雑給	4,556 千円	14,477千円
支払報酬料	4,605 千円	15,020千円
おおよその割合		
販売費	50.2%	55.6%
一般管理費	49.8%	44.4%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年2月23日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	-	13,650	-	13,650
合計	-	13,650	-	13,650

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加数の内訳は次のとおりであります。

設立の際の株式発行による増加	100株
株式分割による増加	9,900株
第三者割当による新株の発行による増加	3,650株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	13,650	1,334,850	-	1,348,500
合計	13,650	1,334,850	-	1,348,500

（変動の事由の概要）

普通株式の発行済株式総数の増加数の内訳は次のとおりであります。

株式分割による増加	1,330,850株
第三者割当による新株の発行による増加	4,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2019年第1回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	-	60,000	-	60,000	-
2019年第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	-	23,000	-	23,000	184
合計		-	83,000	-	83,000-	184

（注1）目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

（注2）目的となる株式の数の変動事由の概要

増加の内訳は以下のとおりであります。

（2019年第1回新株予約権）

新株予約権の発行による増加 2,000株

株式分割による増加 58,000株

（2019年第2回新株予約権）

新株予約権の発行による増加 23,000株

（注3）2019年第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年2月23日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	44,674 千円	32,302 千円
現金及び現金同等物	44,674 千円	32,302 千円

※2 事業譲受により取得した資産及び負債の主な内訳

当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)

当社が事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出 (純額) の関係は次のとおりであります。

固定資産	760 千円
のれん	19,296 千円
事業譲受の取得価額	20,056 千円
事業譲受により取得した現金及び現金同等物	-
差引：事業譲受による支出	20,056 千円

3 重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上した割賦購入に係る資産及び債務の額は、以下の通りであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
	-千円	6,912 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。なお、2019年12月31日時点において、銀行等金融機関からの借入による資金の調達はしておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。

長期未払金は設備投資に伴う割賦購入によるものであり、支払日は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	44,674	44,674	-
(2) 売掛金	6,994	6,994	-
資産計	51,668	51,668	-
(1) 買掛金	49,623	49,623	-
(2) 未払金	5,867	5,867	-
(3) 未払法人税等	2,675	2,675	-
(5) 前受金	22,608	22,608	-
(6) 預り金	2,615	2,615	-
負債計	83,390	83,390	-

当事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	32,302	32,302	-
(2) 売掛金	26,014	26,014	-
資産計	58,317	58,317	-
(1) 買掛金	18,484	18,484	-
(2) 未払金	15,404	15,404	-
(3) 未払法人税等	284	284	-
(4) 未払消費税等	2,955	2,955	-
(5) 前受金	27,108	27,108	-
(6) 預り金	1,956	1,956	-
(7) 長期未払金（※1）	6,912	6,912	-
負債計	73,102	73,102	-

（※1）1年内返済予定額を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 前受金、(6) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期未払金

これは、元利金の合計額を同様の割賦支払契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、当事業年度においては、契約日が期末日に近似しているため、期末日に同様の割賦支払契約を行った場合の想定金利と契約時の金利に差は生じないと考えられることから、時価は帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	44,674	-	-	-
売掛金	6,994	-	-	-
合計	51,668	-	-	-

当事業年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	32,302	-	-	-
売掛金	26,014	-	-	-
合計	58,317	-	-	-

(注3) 長期未払金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期未払金	-	4,800	-	-
合計	-	4,800	-	-

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2019年第1回新株予約権	2019年第2回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 1名 社外協力者 6名	社外協力者 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 60,000株	普通株式 23,000株
付与日	2019年4月26日	2019年12月20日
権利確定条件	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員 (以下「当社の取締役等」という) の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。	割当日において、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員 (以下「当社の取締役等」という) の地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役等のいずれかの地位を有する必要がある。なお、社外協力者に関しては、そのような制限はない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年4月27日～2029年3月28日	2019年12月20日～2029年12月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度 (2019年度) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年4月25日に普通株式1株につき3株の割合で、及び2019年11月22日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権 (注)	第2回新株予約権 (注)
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	60,000	23,000

失効	27,000	-
権利確定	-	-
未確定残	33,000	23,000
権利確定後（株）		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

（注）株式数については、2019年4月25日付の株式分割（普通株式1株につき3株の割合）及び2019年11月22日付の株式分割（普通株式1株につき30株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年3月29日	2019年11月22日
権利行使価格（円）	334円	492円
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

（注）権利行使価格については、2019年4月25日付の株式分割（普通株式1株につき3株の割合）及び2019年11月22日付の株式分割（普通株式1株につき30株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

41,500千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額

-千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
売掛金	12,278千円	-
未払事業税	214千円	-
税務上の繰越欠損金 (注) 1.	-	11,125千円
繰延税金資産小計	12,492千円	11,125千円
評価性引当額 (注) 1.	△12,492千円	△8,900千円
繰延税金資産合計	-	2,225千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	-	△12千円
繰延税金負債合計	-	△12千円
繰延税金資産純額	-	2,212千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	2,225	8,900	-	-	-	-	11,125
評価性引当額	-	△8,900	-	-	-	-	△8,900
繰延税金資産	2,225	-	-	-	-	-	(※2) 2,225

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	-	33.0%
（調整）		
住民税均等割等	-	1.9%
評価性引当額の増減	-	△76.6%
その他	-	2.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	△39.2%

（注）前事業年度につきましては、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①相手先の名称及びその事業の内容

相手先の名称 : 早川周作

事業の内容 : 「いちゃりばコラボ北谷店」及び「バルコラボ肉バル沖国大前店」
の飲食店経営事業

対象となった事業の内容 : 早川周作が沖縄で行っている飲食店6店舗のうち2店舗

②企業結合を行った主な理由

代表取締役早川周作が保有していた飲食店舗を当社が譲受することにより、企業価値を高めるため。

③企業結合日

2019年9月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

(2) 財務諸表に含まれている被取得事業の業績の期間

2019年9月1日から2019年12月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	20,056千円
取得原価		20,056千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用 600千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

19,296千円

②発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	760千円
資産合計	760千円

(7) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書

に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「スポーツ関連事業」及び「飲食事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
スポーツ関連事業	卓球事業（Tリーグ、スポンサー営業、卓球教室、グッズ販売等）、トライアスロン事業（トレーニング教室、大会運営）
飲食事業	卓球バルを中心とした飲食店の運営、イベントへの参加、フランチャイズ本部

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2018年2月23日 至 2018年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上 額 (注) 2
	スポーツ関連事業	飲食事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	42,869	28,632	71,501	-	71,501
計	42,869	28,632	71,501	-	71,501
セグメント損失 (△)	△13,594	△812	△14,407	△18,839	△33,246
セグメント資産	36,176	1,770	37,947	49,567	87,514
その他の項目					
減価償却費	-	265	265	-	265
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	1,465	1,465	-	1,465

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント損失の調整額△18,839千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額49,567千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。

2. セグメント損失は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上 額 (注) 2
	スポーツ関連 事業	飲食事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	172,922	88,297	261,219	-	261,219
計	172,922	88,297	261,219	-	261,219
セグメント利益	23,030	8,411	31,442	△31,035	407
セグメント資産	45,595	39,865	85,460	38,836	124,297
その他項目					
減価償却費	375	456	831	-	831
のれんの償却額	-	1,286	1,286	-	1,286
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	900	20,785	21,685	7,623	29,308

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△31,035千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額 38,836千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,623千円は、本社の商標権の取得価額と人事考課システム構築に係るソフトウェアへの投資額であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年2月23日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Peach・Aviation株式会社	10,800	スポーツ関連事業
株式会社あしたのチーム	11,132	スポーツ関連事業

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年2月23日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年2月23日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計			
当期末残高	-	18,009	18,009	-	-	18,009

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年2月23日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 2018年2月23日 至 2018年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	早川周作	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接73.3	営業譲受	飲食店舗の譲受(注)2	20,056	-	-

(注) 1. 記載金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件については、一般取引条件と同様に契約条件や市場価格を勘案し、独立した第三者による事業価値算定を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年2月23日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	3.36円	37.56円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△34.34円	5.06円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年2月23日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△33,375	6,529
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△33,375	6,529
普通株式の期中平均株式数(株)	971,942	1,289,321
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

1. 事業の譲受

当社は、2019年12月27日開催の取締役会において、代表取締役早川周作が保有する下記飲食店4店舗（以下、「本事業」）を事業譲受することを決議し、2020年1月1日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 事業譲受の概要

譲受先の名称及び譲受事業の内容

譲受先の名称 早川周作

譲受事業の内容 飲食4店舗「バルコラボ那覇新都心店」「MEAT&PIZZAバルコラボ那覇天久店」
「バルコラボ肉バル那覇松山店」「バルコラボ琉球肉バル那覇国際通り店」

(2) 事業譲受を行った主な理由

代表取締役早川周作が保有していた飲食店舗を当社が譲受することにより、企業価値を高めるため。

(3) 事業譲受日：2020年1月1日

(4) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

現金を対価とする事業譲受

(5) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	40,000千円
取得原価		40,000千円

(6) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用 300千円

(7) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(8) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2. 新株の発行

2019年11月22日開催の当社取締役会決議に基づき、2020年1月9日を払込期日として新株を発行し、2020年1月7日に払込が完了いたしました。その概要は次の通りであります。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 発行する株式数 | 当社普通株式45,000株 |
| (2) 割当方法 | 一般募集 |
| (3) 募集株式の発行価額（払込金額） | 1株につき金500円 |
| (4) 申込期間 | 2019年12月7日から2019年12月9日 |
| (5) 払込期間 | 2019年12月20日から2020年1月9日 |
| (6) 増加する資本金の額 | 金11,250,000円 |
| (7) 増加する資本準備金の額 | 金11,250,000円 |

なお、手取金は、運転資金に充当する予定です。

3. 第1回新株予約権の放棄

2020年1月30日付で、第1回新株予約権のうち下記新株予約権者が、新株予約権を放棄いたしました。

放棄権者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	放棄株数 (株)	価格（単 価） (円)	放棄権者と発行 者との関係
早川 周作	沖縄県豊見城市	当社代表取締役	6,000	2,000,000 (334)	当社代表取締役
五十部 紀英	東京都江東区	弁護士法人アドバンス 会社役員	3,000	1,000,000 (334)	当社監査役
横山 和樹	東京都江東区	アクセル会計事務所 会 社役員	6,000	2,000,000 (334)	社外協力者
宮 啓	神奈川県川崎市 中原区	合同会社ブレインアクテ ィベーション 会社員	3,000	1,000,000 (334)	社外協力者
吉崎 誠二	東京都品川区	一般社団法人不動産総合 研究所 会社役員	3,000	1,000,000 (334)	社外協力者
田中 裕一	東京都品川区	当社元取締役	6,000	2,000,000 (334)	当社元取締役

(注) 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の株式分割をおり、「放棄株数(株)」及び「価格(単価)(円)」については、分割後の内容を記載しております。

4. 新株予約権の発行

2020年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、当社取締役、監査役、及び社外協力者へ新株予約権を発行し、その概要は次の通りであります。

第3回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	発行時 (2020年1月30日)	公表日の前月末現在 (2021年1月31日)
新株予約権の数	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

(2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

第4回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	発行時 (2020年1月30日)	公表日の前月末現在 (2021年1月31日)
新株予約権の数	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

5. 多額な資金の借入

当社は、今後の事業投資に充当することを目的として、金銭消費貸借契約を締結し、下記契約のとおり、借入を実行いたしました。

金銭消費貸借契約の概要

借入先	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫	株式会社商工組合中央金庫
借入総額	30,000千円	10,000千円	40,000千円
契約締結日	2020年4月30日	2020年4月30日	2020年5月28日
借入期間	2020年4月30日から2035年4月25日まで	2020年4月30日から2035年4月25日まで	2020年5月28日から2030年4月10日まで
借入利率	年0.35%。但し、2023年4月30日から年1.25%	年1.25%	年0.21%。但し、2023年5月31日から年1.29%
返済方法	元金は1年据置後、2021年5月から2035年4月まで、金179,000円を支払う。但し初回元金は、金107,000円返済	元金は1年据置後、2021年5月から2035年4月まで、金59,000円を支払う。但し初回元金は、金147,000円返済	元金は3年据置後、2023年5月から2030年3月まで、金475,000円を支払う。但し2030年4月10日は金575,000円返済
資金使途	運転資金	運転資金	運転資金
担保の有無	なし	なし	なし
財務制限条項	なし	なし	なし

借入先	株式会社琉球銀行	株式会社琉球銀行	株式会社鹿児島銀行
借入総額	15,000千円	15,000千円	30,000千円
契約締結日	2020年6月12日	2020年6月12日	2020年6月30日
借入期間	2020年6月12日から2027年5月20日まで	2020年6月12日から2027年5月20日まで	2020年7月20日から2030年6月20日まで
借入利率	年2.175%（変動金利）	年0.9%（固定金利）	年0.8%（固定金利）
返済方法	元金は1年据置後、2021年6月から2035年4月まで、金209,000円を支払う。最終弁済日は、金161,000円返済	元金は1年据置後、2021年6月から2035年4月まで、金209,000円を支払う。最終弁済日は、金161,000円返済	元金は1年据置後、2021年7月から2030年5月まで、金278,000円を支払う。最終弁済日は金254,000円返済
資金使途	運転資金	運転資金	運転資金
担保の有無	なし	なし	なし
財務制限条項	なし	なし	なし

当中間会計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

（重要な会計方針）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

のれん 投資効果の発現する期間を見積り（5年）、均等償却しております。

商標権 5年で均等償却しております。

ソフトウェア（自社利用） 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積について）

前事業年度の発行者情報の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積について）に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

ません。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

		当中間会計期間 (2020年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額		1,642千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,348,500	45,000	-	1,393,500
合計	1,348,500	45,000	-	1,393,500

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加数の内訳は次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 45,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期 間末残高(千 円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計 期間末	
2019年第1回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	60,000	-	27,000	33,000	-
2019年第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	23,000	-	-	23,000	184
2020年第3回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	-	18,000	-	18,000	144
2020年第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	-	9,000	-	9,000	72

合計	83,000	27,000	27,000	83,000	400
----	--------	--------	--------	--------	-----

(注1) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(注2) 目的となる株式の数の変動事由の概要
増加の内訳は以下のとおりであります。

(2019年第1回新株予約権)

新株予約権の発行による増加 2,000株

株式分割による増加 58,000株

(2019年第2回新株予約権)

新株予約権の発行による増加 23,000株

(2020年第3回新株予約権)

新株予約権の発行による増加 18,000株

(2020年第4回新株予約権)

新株予約権の発行による増加 9,000株

減少の内訳は以下のとおりであります。

(2019年第1回新株予約権)

新株予約権の権利の喪失による減少 27,000株

(注3) 2019年第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金	100,623 千円
現金及び現金同等物	100,623 千円

※2 事業譲受により取得した資産及び負債の主な内訳

当社が事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出(純額)の関係は次のとおりであります。

固定資産	2,063 千円
のれん	38,124 千円
事業譲受の取得価額	40,187 千円
事業譲受により取得した現金及び現金同等物	-
差引：事業譲受による支出	40,187 千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	100,623	100,623	-
(2) 売掛金	36,609	36,609	-
資産計	137,233	137,233	-
(1) 買掛金	12,591	12,591	-
(2) 未払金	8,554	8,554	-
(3) 未払法人税等	350	350	-
(4) 前受金	28,201	28,201	-
(5) 預り金	1,253	1,253	-
(6) 長期借入金(※1)	140,000	137,744	△2,255
(7) 長期未払金(※1)	5,952	5,946	△5
負債計	196,901	194,639	△2,260

(※1) 1年内返済予定額を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 前受金、(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、(7) 長期未払金

元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①相手先の名称及びその事業の内容

相手先の名称 : 早川周作

事業の内容 : 「バルコラボ那覇新都心店」「MEAT&PIZZA バルコラボ那覇天久店」
「バルコラボ肉バル那覇松山店」「バルコラボ琉球肉バル那覇国際
通り店」の飲食店経営事業

対象となった事業の内容 : 早川周作が沖縄で行っている飲食店4店舗のうち4店舗

②企業結合を行った主な理由

代表取締役早川周作が保有していた飲食店舗を当社が譲受することにより、企業価値を高めるため。

③企業結合日

2020年1月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

(2) 財務諸表に含まれている被取得事業の業績の期間

2020年1月1日から2020年6月30日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	40,187千円
取得原価		40,187千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用 300千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

38,124千円

②発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	2,063千円
資産合計	2,063千円

(7) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「スポーツ関連事業」及び「飲食事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
スポーツ関連事業	卓球事業（Tリーグ、スポンサー営業、卓球教室、グッズ販売等）、トライアスロン事業（トレーニング教室、大会運営）
飲食事業	卓球バルを中心とした飲食店の運営、イベントへの参加、フランチャイズ本部

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上 額 (注) 2
	スポーツ関連事業	飲食事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	52,442	101,778	154,221	-	154,221
計	52,442	101,778	154,221	-	154,221
セグメント損失 (△)	△9,940	988	△8,951	△32,365	△41,317
セグメント資産	39,964	74,577	114,541	114,529	229,071
その他の項目					
減価償却費	262	282	544	699	1,244
のれんの償却額	-	5,742	5,742	-	5,742
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	38,124	38,124	6,283	44,408

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント損失の調整額△32,365千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額114,529千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計			
当中間期末 残高	-	50,392	50,392	-	-	50,392

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

当中間事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	早川周作	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 63.0	営業譲受	飲食店舗の譲受 (注) 2	40,187	-	-

(注) 1. 記載金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件については、一般取引条件と同様に契約条件や市場価格を勘案し、独立した第三者による事業価値算定を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	22.62円
1株当たり中間純損失(△)	△30.31円

(注) 1. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
中間純損失(△) (千円)	△42,023
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△42,023
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,382,979
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	265	-	-	265	32	17	232
機械及び装置	-	1,111	-	1,111	138	138	972
工具、器具及び 備品	1,200	1,277	-	2,477	926	675	1,551
有形固定資産計	1,465	2,388	-	3,853	1,097	831	2,756
無形固定資産							
のれん	-	19,296	-	19,296	1,286	1,286	18,009
商標権	-	711	-	711	59	59	652
ソフトウェア仮 勘定	-	6,912	-	6,912	-	-	6,912
無形固定資産計	-	26,919	-	26,919	1,345	1,345	25,573
長期前払費用	20,366	1,636	-	22,003	6,877	4,757	15,126

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置	「ライカム店」店舗設備	1,111千円
工具、器具及び備品	マスコットキャラクター「ていーだくん」着ぐるみ	900千円
のれん	いちやりばコラボ北谷店 事業譲受	9,444千円
	バルコラボ肉バル沖国大前店 事業譲受	9,851千円
商標権	琉球アスティータ商標権	711千円
ソフトウェア仮勘定	人事考課システム構築	6,912千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1. 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	2,199
預金	
普通預金	30,103
計	30,103
合計	32,302

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
一般社団法人Tリーグ	12,300
イオン株式会社	5,289
株式会社ゲキジョウ	3,696
株式会社全東信	2,387
OKTコミュニケーションズ株式会社	1,080
その他	1,262
合計	26,014

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 2 365
6,994	129,977	110,957	26,014	81.0	46

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額 (千円)
チームグッズ	911
卓球用品	1,071
合計	1,982

④ 原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
飲食材料	857
合計	857

⑤ 前払費用

区分	金額（千円）
Tリーグ年会費	7,500
上場審査費用	3,300
その他	776
合計	11,576

2. 流動負債

① 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ジーマ・高瀬物産株式会社	5,447
一般社団法人Tリーグ	2,700
アスティーダ所属選手	9,869
その他	467
合計	18,484

② 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
飲食アルバイト給与	3,401
リコーリース株式会社	2,112
平田史隆	1,445
社会保険料	1,050
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,034
その他	8,472

合計	17,516
----	--------

③ 前受金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ポスト・リントル株式会社	7,200
Peach・Aviation株式会社	7,058
株式会社あしたのチーム	2,370
株式会社船橋屋ホールディングス	1,800
株式会社琉球新報社	1,260
その他	7,420
合計	27,108

⑨ 長期未払金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
リコーリース株式会社	4,800
合計	4,800

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り (注) 2	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://ryukyusteeda.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係

る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年7月12日	早川周作	沖縄県豊見城市	特別利害関係者等(当社代表取締役)	諏訪秀一	東京都新宿区	-	200	2,000,000(10,000)(注)3、4	譲渡先の事業協力を見込んだことによる
2019年7月12日	早川周作	沖縄県豊見城市	特別利害関係者等(当社代表取締役)	柴田達宏	福井県福井市	-	500	5,000,000(10,000)(注)3、4	譲渡先の事業協力を見込んだことによる
2020年3月10日	高岡賢太郎	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	サイブリッジグループ株式会社代表取締役水口翼	東京都新宿区北新宿2-21-1新宿フロントタワー20F	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)(注)5	27,000	2,999,970(111.11)(注)3	所有者の事情による

(注) 1. 当社はTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2019年12月31日)から起算して2年前(2018年1月1日、ただし、当社の設立日は、2018年2月23日のため当該設立日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

3. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を基礎として決定しております。

4. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で、普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

5. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④
発行年月日	2018年10月19日	2018年12月31日	2019年6月30日	2020年1月9日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	3,350株	300株	4,000株	45,000株
発行価格	10,000円	10,000円	10,000円	500円
資本組入額	10,000円	10,000円	5,000円	250円
発行価額の総額	33,500,000円	3,000,000円	40,000,000円	22,500,000円
資本組入額の総額	33,500,000円	3,000,000円	20,000,000円	11,250,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当	株式投資型クラウドファンディング
保有期間等に関する 確約	—	—	(注) 1	(注) 1

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2019年4月26日	2019年12月20日	2020年1月30日	2020年1月30日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	2,000株 (注) 5	23,000株	18,000株	9,000株
発行価格	10,000円 (注) 2、4	500円 (注) 2	500円 (注) 2	500円 (注) 2
資本組入額	10,000円	250円	250円	250円
発行価額の総額	20,000,000円 (注) 5	11,500,000円	9,000,000円	4,500,000円
資本組入額の総額	10,000,000円 (注) 5	5,750,000円	4,500,000円	2,250,000円
発行方法	2019年3月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2019年11月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2020年1月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2020年1月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、同取引所という。)の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当等による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。

- ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
- ② 割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③ その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2019年12月31日であります。

2. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を基礎として決定しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりになっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	10,000円	492円	492円	492円
行使期間	2021年4月27日から 2029年3月28日まで	2019年12月20日から 2029年12月19日まで	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	2020年1月31日から 2030年1月30日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等」の状況に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等」の状況に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等」の状況に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等」の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等」の状況に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等」の状況に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等」の状況に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等」の状況に記載のとおりであります。

4. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の株式分割をしておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式分割により、新株予約権①の「発行数」は60,000株、「発行価格」は334円、「資本組入額」は20,000,000円、「行使時の払込金額」は334円にそれぞれ調整されております。

5. 新株予約権割当契約締結後の放棄等による権利の喪失により、以下の通りとなっております。
- (1) 新株予約権① 役員2名300株、退職等の理由による役員1名200株、社外協力者3名400株の権利が喪失しており、900株を消却しています。発行数は1,100株、発行価額の総額は11,000,000円、資本組入額の総額は5,500,000円となっております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者と の関係
岡田 晃男	千葉県柏市	京橋トレジャリー税理士 事務所 会社役員	500	5,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位 10名)
五十部 紀英	東京都江東区	弁護士法人アドバンス 会社役員	300	3,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
荒生 明裕	東京都港区	株式会社コンコード 会 社役員	300	3,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位 10名)
西川 慶	東京都渋谷区	江戸川病院 腫瘍血液内 科 医師	300	3,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位 10名)
内藤 忍	東京都港区	株式会社資産デザイン研 究所 会社役員	300	3,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位 10名)
砂田 和也	東京都港区	砂田公認会計士事務所 会社役員	300	3,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位 10名)
高岡賢太郎	東京都新宿区	AeGate株式会社 会社役 員	300	3,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位 10名)
明星 智洋	東京都江東区	江戸川病院 腫瘍血液内 科副部長 兼 感染制御部 部長 兼 がん免疫治療セ ンター長	200	2,000,000 (10,000)	—
仲木 威雄	東京都多摩市	REATH(株):代表/関西独立 リーグ:代表/tsumiki証 券:C00	200	2,000,000 (10,000)	—
明石 知樹	東京都渋谷区	株式会社 One Purpose 会社役員	200	2,000,000 (10,000)	当社取締役
暁 直紀	東京都江東区	株式会社夢今治 会社員	100	1,000,000 (10,000)	—
東 俊介	埼玉県入間郡三 芳町	株式会社サーキュレーシ ョン 会社員	100	1,000,000 (10,000)	当社取締役

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者と の関係
田中 裕一	東京都品川区	スポーツコミュニケーションKYOTO株式会社 会社員	100	1,000,000 (10,000)	当社元取締役
芳澤 大輔	東京都品川区	ブルデンシャル生命保険株式会社 会社員	100	1,000,000 (10,000)	—
平田 史隆	東京都江東区	当社取締役	50	500,000 (10,000)	当社取締役

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者と の関係
吉崎 誠二	東京都品川区	一般社団法人不動産総合研究所 会社役員	100	1,000,000 (10,000)	社外協力者
横山 和樹	東京都江東区	アクセル会計事務所 会社役員	100	1,000,000 (10,000)	社外協力者
大塚 良和	神奈川県横浜市	株式会社スキヤル 会社役員	100	1,000,000 (10,000)	—

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者と の関係
MTGV投資事業有 限責任組合 代表取締役 藤田豪 資本金100百万 円	愛知県名古屋市 中区錦二丁目8 -24 オフィスオ オモリ8階	ベンチャーキャピタル	2,000	20,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位 10名)
株式会社シーエ ムディーラボ 代表取締役社長 大塚良和 資本金71百万円	東京都渋谷区千 駄ヶ谷1-3-2 東京エステート ビル4F	金融、医療、農業に關す る研究、システム開発	1,000	10,000,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位 10名)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者と の関係
タイラホールディングス株式会社 代表取締役/平良修一 資本金/2,000万円	沖縄県那覇市金城5-13-6	不動産、建築	500	5,000,000 (10,000)	—
天田浩平	東京都新宿区	株式会社日本財宅 社員	500	5,000,000 (10,000)	—

株式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者と の関係
志田 聖	東京都板橋区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
林 良太郎	東京都中央区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
馬場 孝	東京都文京区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
竹村 之太	愛知県豊田市	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
西山 久樹	福島県いわき市	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
高橋 正雄	神奈川県川崎市 中原区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
千葉 正明	埼玉県鴻巣市	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
松田 悠介	兵庫県神戸市中 央区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
山田 裕介	千葉県市川市	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
山崎 譲治	東京都練馬区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
高野 芳行	東京都港区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
浅野 匡章	東京都新宿区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と発行者と の関係
上村 龍文	東京都世田谷区	(注) 1	1,000	500,000 (500)	—
松井 祐介	群馬県前橋市	(注) 1	600	300,000 (500)	—
平田 征司	鹿児島県霧島市	(注) 1	600	300,000 (500)	—
吉川 謙次	千葉県浦安市	(注) 1	600	300,000 (500)	—
新井 康哲	埼玉県さいたま 市緑区	(注) 1	600	300,000 (500)	—
吉村 淳一	東京都江東区	(注) 1	600	300,000 (500)	—
柴田 達宏	福井県福井市	(注) 1	600	300,000 (500)	—
上條 弘明	長野県松本市	(注) 1	600	300,000 (500)	—
中谷 光宏	広島県福山市	(注) 1	600	300,000 (500)	—
大山 実	埼玉県北足立郡 伊奈町	(注) 1	600	300,000 (500)	—
饒邊 幹	埼玉県三郷市	(注) 1	600	300,000 (500)	—
飯塚 紀夫	福井県福井市	(注) 1	600	300,000 (500)	—
早坂 洋	大阪府大阪市北 区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
古川 陽揮	北海道札幌市北 区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
増田 泰彦	東京都目黒区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
佐藤 信寛	神奈川県川崎市 中原区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
小池 啓友	東京都世田谷区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
渡邊 敬三	神奈川県相模原 市南区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
鈴木 脩浩	愛知県額田郡幸 田町	(注) 1	200	100,000 (500)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者と の関係
渋谷 宏志	埼玉県ふじみ野市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
向井 純太郎	東京都江東区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
酒井 穰	愛知県名古屋市港区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
高橋 雄一	大阪府大阪市東淀川区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
新實 紀文	北海道札幌市中央区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
上林 拓磨	三重県伊勢市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
鈴木 洋次	静岡県浜松市中区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
山下 友一	熊本県菊池郡菊陽町	(注) 1	200	100,000 (500)	—
鷺見 宏樹	北海道留萌市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
毛内 友祐	神奈川県横浜市緑区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
江角 泰治	京都府京都市左京区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
齋藤 雄一	東京都板橋区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
神村 彰一	神奈川県川崎市幸区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
奥野 孝行	千葉県市原市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
井浪 将利	茨城県銚田市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
福西 佑介	大阪府八尾市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
岩瀬 弘之	愛知県岡崎市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
安井 宏治	滋賀県大津市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
谷口 康太	東京都三鷹市	(注) 1	200	100,000 (500)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と発行者と の関係
福岡 一義	東京都府中市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
島田 三義	埼玉県入間郡越 生町	(注) 1	200	100,000 (500)	—
芦田 陽介	愛知県名古屋市 中区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
永久 幸司	茨城県小美玉市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
三宅 正泰	宮城県仙台市青 葉区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
寺田 賢太郎	神奈川県逗子市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
吉開 雅浩	熊本県熊本市東 区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
小潟 清和	東京都武蔵野市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
井山 亮	東京都台東区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
齋藤 淳	千葉県松戸市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
間瀬 修	東京都杉並区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
佐藤 隆之	東京都調布市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
高木 亮平	兵庫県姫路市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
梅山 慎太郎	群馬県高崎市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
中野 健太郎	東京都小平市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
西田 達矢	愛知県名古屋市 東区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
田邊 良知	東京都府中市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
平田 幹典	奈良県奈良市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
王 从舜	神奈川県横浜市 中区	(注) 1	200	100,000 (500)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と発行者と の関係
小川 拓也	北海道苫小牧市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
池田 大貴	東京都中野区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
谷口 曜佑	和歌山県和歌山市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
相川 元晴	埼玉県さいたま市北区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
永島 涼	東京都板橋区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
平 竜徳	鹿児島県奄美市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
矢野 寛祥	東京都港区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
津田 勝	千葉県我孫子市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
武田 豊	東京都豊島区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
船井 義一	大阪府大阪市平野区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
青柳 仁司	東京都葛飾区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
小松 昭夫	東京都日野市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
根岸 直希	東京都世田谷区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
金道 秀和	埼玉県新座市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
谷 直樹	愛媛県松山市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
金城 次男	沖縄県糸満市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
伊東 大介	東京都目黒区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
仁木 新五	大阪府枚方市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
木名瀬 良紀	福井県越前市	(注) 1	200	100,000 (500)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と発行者と の関係
田代 順一	東京都渋谷区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
宮本 隆充	埼玉県川口市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
山崎 良太	東京都豊島区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
篠原 靖明	神奈川県横浜市 中区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
牧野 圭祐	東京都西東京市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
金重 耕太	東京都武蔵村山 市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
酒井 基	沖縄県宜野湾市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
久保 雅裕	神奈川県三浦郡 葉山町	(注) 1	200	100,000 (500)	—
二村 一弘	広島県広島市安 佐南区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
藤坂 卓史	福岡県福岡市中 央区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
小澤 紀夫	茨城県日立市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
柞原 章孝	長崎県諫早市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
中村 裕介	新潟県新潟市北 区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
佐藤 賢太	東京都大田区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
山本 眞吾	大阪府大阪市淀 川区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
川口 佳昭	三重県松阪市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
岡本 満	兵庫県神戸市垂 水区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
内海 雅晴	神奈川県川崎市 中原区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
村川 明	愛知県知多郡阿 久比町	(注) 1	200	100,000 (500)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と発行者と の関係
大塚 裕行	東京都世田谷区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
松本 佳之	兵庫県宝塚市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
島 大樹	兵庫県西宮市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
澤田 昌也	東京都葛飾区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
須田 亘	秋田県にかほ市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
染谷 直樹	東京都墨田区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
槇本 健吾	神奈川県横浜市 磯子区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
寺田 悟史	神奈川県横浜市 金沢区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
成島 崇	千葉県四街道市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
赤石 怜	東京都渋谷区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
亀井 勝	栃木県足利市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
道岡 涉	神奈川県川崎市 宮前区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
佐藤 壽高	栃木県芳賀郡芳 賀町	(注) 1	200	100,000 (500)	—
金城 努	三重県四日市市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
高橋 篤史	京都府京都市中 京区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
酒井 一樹	愛媛県松山市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
野島 比呂司	富山県魚津市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
若田部 想	長野県松本市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
古屋 貴広	東京都日野市	(注) 1	200	100,000 (500)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と発行者と の関係
池田 隆一	神奈川県横浜市 戸塚区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
東海林 清重	東京都豊島区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
宮田 勉	東京都杉並区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
上田 雄介	大阪府大阪市北 区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
横山 慎昌	東京都板橋区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
村松 勝行	岩手県紫波郡矢 巾町	(注) 1	200	100,000 (500)	—
近藤 慶幸	埼玉県さいたま 市中央区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
中村 尚志	神奈川県横浜市 栄区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
加藤 高司	東京都江東区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
吉野 友貴	東京都立川市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
菅波 由加里	東京都新宿区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
山本 浩司	山形県天童市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
岩瀬 広紀	東京都板橋区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
川上 兼司	東京都北区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
草野 貴之	東京都江戸川区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
吉開 優介	埼玉県川口市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
金子 圭史	宮城県大崎市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
富山 浩志	沖縄県中頭郡中 城村	(注) 1	200	100,000 (500)	—
高田 知明	福岡県福岡市中 央区	(注) 1	200	100,000 (500)	—

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者と の関係
村田 吉隆	神奈川県相模原 市中央区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
饗場 行洋	東京都江東区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
内田 尚希	愛知県岡崎市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
堀北 猛夫	東京都千代田区	(注) 1	200	100,000 (500)	—
出口 雅基	石川県金沢市	(注) 1	200	100,000 (500)	—
岡井 主	大阪府大阪市阿 倍野区	(注) 1	200	100,000 (500)	—

(注) 1. クラウドファンディングによる新株の募集のため、取得者の職業及び事業の内容等は不明となります。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者と の関係
平野 司	東京都江東区	トライアスロンコーチ 会社員	300	3,000,000 (10,000)	当社元取締役
明石 知樹	東京都渋谷区	株式会社Co-creating partner会社役員	200	2,000,000 (10,000)	当社取締役
平田 史隆	東京都江東区	当社取締役	200	2,000,000 (10,000)	当社取締役
矢島 直子	東京都中央区	当社社員	200	2,000,000 (10,000)	当社社員
東 俊介	埼玉県入間郡三 芳町	株式会社サーキュレーシ ョン 会社員	100	1,000,000 (10,000)	当社取締役
仙石 実	東京都世田谷区	南青山税理士法人 会社 役員	100	1,000,000 (10,000)	社外協力者

(注) 1. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は60,000株、「発行価格」は334円、「資本組入額」は20,000,000円、「行使時の払込金額」は334円にそれぞれ調整されております。

2. 新株予約権割当契約締結後の放棄等による権利の喪失により、以下の通りとなっております。

2020年1月30日付で役員2名300株、退職等の理由による役員1名200株、社外協力者3名400株の権利が喪失しており、900株を消却しています。発行数は1,100株、発行価額の総額は11,000,000円、資本組入額の総額は5,500,000円となっております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者 との関係
リズム株式会社 代表取締役 齋藤信勝 資本金100百万 円	東京都渋谷区桜 丘町13番3号	不動産業	10,000	5,000,000 (500)	社外協力者
渡辺 淳志	東京都品川区	株式会社スカイファルマ 会社役員	5,000	2,500,000 (500)	社外協力者
大石 裕樹	千葉県鎌ヶ谷市	株式会社ジェネシスグル ープ 会社役員	5,000	2,500,000 (500)	社外協力者
松本 康一郎	東京都中央区	株式会社マーベリック 会社役員	3,000	1,500,000 (500)	社外協力者

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単 価) (円)	取得者と発行 者との関係
早川 周作	沖縄県豊見城市	当社代表取締役	14,000	7,000,000 (500)	特別利害関係 者等(当社代 表取締役)
平田 史隆	東京都江東区	当社取締役	3,000	1,500,000 (500)	当社取締役
五十部 紀英	東京都江東区	弁護士法人アド バンス 会社役 員	1,000	500,000 (500)	特別利害関係 者等(当社監 査役)

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単 価) (円)	取得者と発行 者との関係
横山 和樹	東京都江東区	アクセル会計事 務所 会社役員	6,000	3,000,000 (500)	社外協力者
吉崎 誠二	東京都品川区	一般社団法人不 動産総合研究所 会社役員	3,000	1,500,000 (500)	社外協力者

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
早川 周作 (注1、2)	沖縄県豊見城市	893,000 (14,000)	60.48 (0.95)
MTGV 投資事業有限責任組合 (注2)	愛知県名古屋市中区錦二丁目8-24 オ フィスオオモリ8階	60,000	4.06
岡田 晃男 (注2)	千葉県柏市	45,000	3.05
株式会社シーエムディーラ ボ (注2)	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-3-2 東京 エステートビル4F	30,000	2.03
五十部 紀英 (注2、4)	東京都江東区	28,000 (1,000)	1.90 (0.07)
荒生 明裕 (注2)	東京都港区	27,000	1.83
西川 慶 (注2)	東京都渋谷区	27,000	1.83
内藤 忍 (注2)	東京都港区	27,000	1.83
砂田 和也 (注2)	東京都港区	27,000	1.83
サイブリッジグループ株式 会社 (注2)	東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロ ントタワー20F	27,000	1.83
明石 知樹 (注3)	東京都渋谷区	24,000 (6,000)	1.63 (0.41)
明星 智洋	東京都江東区	18,000	1.22
仲木 威雄	東京都多摩市	18,000	1.22
柴田 達宏	福井県福井市	15,600	1.06
天田 浩平	東京都新宿区	15,000	1.02
タイラホールディングス株 式会社	沖縄県那覇市金城5-13-6	15,000	1.02
横山 和樹	東京都江東区	15,000 (6,000)	1.02 (0.41)
平田 史隆 (注3)	沖縄県那覇市	13,500 (9,000)	0.91 (0.61)
東 俊介 (注3)	埼玉県入間郡三芳町	12,000 (3,000)	0.81 (0.20)
吉崎 誠二	東京都品川区	12,000 (3,000)	0.81 (0.20)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
リズム株式会社	東京都渋谷区桜丘町 13 番 3 号	10,000 (10,000)	0.68 (0.68)
晁 直紀	東京都江東区	9,000	0.61
田中 裕一	東京都品川区	9,000	0.61
芳澤 大輔	東京都品川区	9,000	0.61
大塚 良和	神奈川県横浜市青葉区	9,000	0.61
平野 司	東京都江東区	9,000 (9,000)	0.61 (0.61)
諏訪 秀一	東京都新宿区	6,000	0.41
矢島 直子 (注5)	東京都中央区	6,000 (6,000)	0.41 (0.41)
渡辺 淳志	東京都品川区	5,000 (5,000)	0.34 (0.34)
大石 裕樹	千葉県鎌ヶ谷市	5,000 (5,000)	0.34 (0.34)
仙石 実	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
松本 康一郎	東京都中央区	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
志田 聖	東京都板橋区	1,000	0.07
林 良太郎	東京都中央区	1,000	0.07
馬場 孝	東京都文京区	1,000	0.07
竹村 之太	愛知県豊田市	1,000	0.07
西山 久樹	福島県いわき市	1,000	0.07
高橋 正雄	神奈川県川崎市中原区	1,000	0.07
千葉 正明	埼玉県鴻巣市	1,000	0.07
松田 悠介	兵庫県神戸市中央区	1,000	0.07
山田 裕介	千葉県市川市	1,000	0.07
山崎 譲治	東京都練馬区	1,000	0.07
高野 芳行	東京都港区	1,000	0.07

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
浅野 匡章	東京都新宿区	1,000	0.07
上村 龍文	東京都世田谷区	1,000	0.07
松井 祐介	群馬県前橋市	600	0.04
平田 征司	鹿児島県霧島市	600	0.04
吉川 謙次	千葉県浦安市	600	0.04
新井 康哲	埼玉県さいたま市緑区	600	0.04
吉村 淳一	東京都江東区	600	0.04
その他 132 名		28,400	1.92
計	—	1,476,500 (83,000)	100.00 (5.62)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
5. 特別利害関係者等 (当社の従業員)
6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書


2021年2月24日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

堀 俊 介 

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

北村 心 子 

当監査法人は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2018年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書


2021年2月24日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス


指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堀 俊 介 

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

北村いし 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間包括利益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上